

平成29年度第1回 芦屋市スポーツ推進審議会 会議録

| | |
|-------|--|
| 日 時 | 平成29年8月17日（木）16:30～17:45 |
| 場 所 | 芦屋市役所 北館4階 教育委員会室 |
| 出席者 | <p>会 長 岡田 明</p> <p>副 会 長 西田 俊一</p> <p>委 員 井原 一久</p> <p>古津 純子</p> <p>比嘉 悟</p> <p>山口 泰雄</p> <p>金山 千広</p> <p>帰山 和也</p> <p>佐野 恵子</p> <p>永松 博文</p> <p>菅沼 久美子</p> <p>欠席委員 畑中 俊彦</p> <p>教育委員会 福岡 憲助 教育長</p> <p>川原 智夏 社会教育部長</p> <p>事務局 木野 隆 課長</p> <p>木戸 秀行 係長</p> <p>権藤 弘之 社会教育主事</p> <p>藤岡 厚貴 主事</p> <p>岡田 千裕 主事補</p> |
| 事務局 | スポーツ推進課 |
| 会議の公開 | ■ 公 開 |
| 傍聴者数 | 0 人 |

1 会議次第

- (1) 新委員委嘱状及び任命書授与
- (2) 教育長並び会長挨拶
- (3) 委員及び職員自己紹介
- (4) 議題
 - ①芦屋市スポーツ推進実施計画後期5か年計画（見直し）について（諮問）
 - ②芦屋市民スポーツ意識調査の実施について
- (5) その他

2 提出資料

- 資料1 平成29年度第1回芦屋市スポーツ推進審議会レジュメ
- 資料2 芦屋市スポーツ推進審議会委員一覧
- 資料3 平成29年度芦屋市民スポーツ意識調査(案)
- 資料4 芦屋市スポーツ推進実施計画(前期)
- 資料5 芦屋市スポーツ推進実施計画後期5か年計画の策定(見直し)について

3 審議経過

開会

<帰山委員に委嘱状授与>

<委員11人の出席により審議会条例第6条第2項の規定により本審議会成立>

<情報公開条例第19条の規定により議事録等公開を確認>

岡田会長：審議会のレジュメに基づいて、今から議題に入っていきたいと思います。

まず議題1ですが、芦屋市スポーツ推進実施計画後期5か年計画についての諮問でございます。お手元にある前期の芦屋市スポーツ推進実施計画につきましても、教育長の諮問を受けまして、当審議会はその諮問に基づき、審議し、答申をさせていただきました。その答申に基づきまして、教育委員会の方でこの立派な計画をお作りいただいたということです。この計画は10年計画ですので、前期計画は、その内の5年にあたります。その後5年経過した後、どうするかというのを教育長から諮問を受けて、我々審議会が検討させていただいて、良い計画を策定するための答申をさせていただければと考えております。教育長さんどうぞよろしくお願いします。

福岡教育長：それでは、芦屋市スポーツ推進実施計画後期5か年計画の策定について、芦屋市スポーツ推進審議会条例第2条の規定に基づき、理由を添えて諮問します。

※内容は別紙(資料5)のとおり

岡田会長：ただいま、教育長から芦屋市スポーツ推進実施計画後期5か年計画について、諮問をいただきました。このことにつきまして、事務局から今後の日程を含めて、説明をいただければと思います。

事務局：それでは、芦屋市スポーツ推進実施計画後期5か年計画諮問に係る答申と今後の日程について、ご説明させていただきます。国が定めるスポーツ基本計画は、スポーツ基本法に基づき、スポーツ施策の具体的な方向性を示すもので、芦屋市ではスポーツ基本計画を参酌し、実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めてまいりました。これまで平成15年3月に芦屋市スポーツ振興基本計画を策定し、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境づくりに取り組んでまいりました。この取り組みを基本に据え

ながら、平成26年3月に芦屋市スポーツ推進実施計画を策定いたしております。この計画は芦屋市が目指すすべての市民、スポーツ団体、学校、大学、行政等が参画し、支え、連携・協働を推進し、芦屋のスポーツ文化を創るための道筋を示す計画となっております。計画の期間は、平成26年度から35年度の10年間となっております。平成30年度までの5年間は前期、それ以後の5年間は後期としております。この計画の前期5年間の内、すでに4年近く経過しており、社会情勢の変化等を考慮して、後期計画の見直しを行うこととなっております。本日、教育長から審議会へ諮問いたしました。その芦屋市スポーツ推進実施計画後期5か年計画の答申でございますけど、前期計画における達成状況や社会情勢の変化を踏まえた課題を検証評価していただくことや芦屋市の取り組みを実現させることはもとより、多年に渡るスポーツの価値を高め、広く市民に分かりやすく簡潔に示していただき、市民へ発信できるようにしていただければと考えております。この計画の基本理念といたしまして、「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」を推進し、すべての市民が健康で豊かなスポーツ文化として、根付かせることを基軸としており、各々の政策目標や具体的な数値目標について、前期計画では5項目あげておりますけど、後期計画につきましても、達成状況の検証が適正に行えるように成果指標をできるだけ設定していただければと思います。以上の提案を踏まえまして、答申等の作成には前回ご提案させていただきました専門部会を立ち上げて、原案作成作業を行い、審議会へと提案していただき、平成30年7月を目途に後期計画における答申をいただければと考えております。では今後の予定ですが、本日8月17日、芦屋市スポーツ推進審議会におきまして、諮問させていただきました。そして、後ほどご説明させていただきますが、答申に向けて10月に市民スポーツ意識調査を行おうと考えております。意識調査の集計結果及び分析を12月末までに終了しまして、平成30年2月にスポーツ推進審議会を開催し、意識調査の集計と分析結果をご報告させていただきます。ご意見いただければと考えております。そして、平成30年7月にスポーツ推進審議会から教育委員会へ答申をいただき、計画の素案を作成させていただきます。その後、芦屋市のスポーツ施策推進幹事会、スポーツ施策推進本部会を経て、教育委員会に諮りました後にパブリックコメントを行う予定でございます。そのパブリックコメントですけれども、平成30年12月頃を考えております。そこでいただいたご意見であるとか、ご要望等をできる限り反映させて、スポーツ推進実施計画後期の原案を作成いたしまして、再度、推進幹事会、本部会、スポーツ推進審議会を経て、教育委員会へ上程したいと考えております。

その後、議会へ報告するという流れでございます。その後、平成31年4月から後期計画の実施を予定しております。説明は以上でございます。

岡田会長：ありがとうございました。今ご説明いただいたとおり、日程、計画についての説明を非常に丁寧にしていただきました。芦屋市の様々な形でのスポーツ政策と申しますか、取り組みにつきましても丁寧に説明してもらったように思います。事務局からの説明にご質問はありますでしょうか。

岡田会長：ご質問がなければ、教育長からいただきました芦屋市スポーツ推進実施計画後期5か年計画の諮問につきまして、我々は審議を進めてまいりたいと思います。そして、事務局からの説明で、今後の進め方につきまして、審議会内に前期計画同様、仮称ですが「調査研究部会」を設置させていただきまして、最終的な答申案作りを進めていきたいと思います。この委員の中で前期で関わったのは、私岡田と山口委員、西田委員、古津委員の4名でさせていただいております。時間的な問題等ございますので、後期もこの4名のメンバーで進めさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

<全員異議なし>

岡田会長：ありがとうございます。それでは、前期同様この4名で仮称ですが、調査研究部会を設置させていただきまして、そこで複数回の検討を行いまして、その中で答申に必要なものを審議していただける材料を作りたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

岡田会長：それでは、諮問・答申につきましては、このような形といたしまして、先ほど事務局の方から説明がございました議題2芦屋市民スポーツ意識調査の実施についてに進みたいと思います。芦屋市民スポーツ意識調査というのは、この調査に基づきましてこの結果を尊重し、最終的にはそれが答申という形にさせていただきたいと思います。そういう訳でこの芦屋市民スポーツ意識調査というのは、とても重要な位置づけでありまして、芦屋市はこれまでも積極的に経費を出していただきながら大がかりな調査をさせていただいております。この件につきましては、資料を一度ご覧いただきまして、山口委員がこれにつきまして一番丁寧にご説明いただけると思いますので、山口委員をお願いしたいと思いますが、永松委員がお越しになられましたので、委嘱状を授与したいと思います。

<永松委員に任命書授与及び自己紹介>

岡田会長：それでは、進めさせていただきます。まず事務局の方から説明をお願いします。

事務局：それでは、芦屋市民スポーツ意識調査の実施についてご説明させていただきます。実施目的は、芦屋市民の運動・スポーツ活動の実態と健康に関する

る意識及びスポーツ推進施策に対する要望等を把握し、後期計画の策定に役立てようとするもので、今後の計画の土台となるものです。調査対象は、芦屋市内に居住する20歳以上の方となります。調査数等については、無作為に抽出した3,500人の方に郵送による配布を予定しています。参考として前回は、3,000件発送し、937件31.2%の回収ということでした。この調査については、5年前の調査と比較する意味で、質問項目は同じような形にしております。また集計及び分析につきましては、前回お願いしておりました神戸大学の山口委員の研究室をお願いしております。それでは、スポーツ意識調査の内容について、山口委員にご説明をお願いしたいと思います。

岡田会長：ご説明いただいたように、今までも山口先生の所属されている神戸大学の大学院生等にご協力いただきまして、質問等について先生の方からご意見をお出ししていただきました。それでは、山口委員からご説明をお願いします。

山口委員：芦屋市民スポーツ意識調査は、今回で4回目となります。5年に1回というのは、県内では他に見ないと思います。全国でもないと思います。こういった調査に基づいて数値目標、どれぐらい実施しているかといったもの、あるいは市民のニーズというものを反映して推進実施計画を作ると。そして研究部会で現状を把握して、それを基にして作っていくということになっております。現在素案ですので、もしここでこういったものを入れていただきたいとかこれはどうかなというものがありましたら修正できます。実施時期は決めておまして、秋の10月に実施しています。というのは、この8月や1月にしたら実施率が下がるのは見えていますので、一番スポーツの秋という時期の10月に実施しております。1、2頁は健康体力の状況、3頁はスポーツ実施状況に入っていきます。4頁は実施の頻度・時間、一番のポイントはどのぐらいの頻度でやっているかということで、芦屋市スポーツ推進実施計画（前期）の19頁の数値目標に、週1回以上の実施者を定期実施というふうに今、日本の場合言っています。それではあまりにもさみしいということで、週3回以上も今、国の基本計画にも入りました。前回の調査で週1回の実施率が62%でした。これは県よりはるかに大きくて、国の場合は昨年秋に同じように同じ調査を同じ尺度で行われましたが、ちょっと下がって42%が全国平均です。ということは、芦屋市は全国平均より20%も上回っているということがはっきりわかって、いかに市民が活動的かということがわかったと思います。5頁からは、スポーツ施設あるいはスポーツの推進事業に対する要望、次の6頁からは実施したいという現在やっている以外でやってほしい・やりたいというニ

ーズを受けて、スポーツ教室等の開催につながっていくという風になっております。後はスポーツ情報に関する要望、8頁はスポーツ事業への参加状況、9頁は、スポーツクラブとかサークルの実施率に関してです。これを反映しているのが、芦屋市スポーツ推進実施計画（前期）の19頁のスポーツクラブ加入率が前回27.3%でした。これは県が20.9%ですので、これも高いと。5年後に40.0%になることを目指すとなっておりますけど、どれくらい上がっているか今年の調査でわかるかなということです。10頁はスポーツ観戦、見る、支えるというところがテーマになっておりまして、観戦・ボランティアといった項目も前回から加わっております。それから2019、2020、2021と日本では国際的なスポーツイベントが連続して開催されまして、ゴールドンスポーツイヤーという風に呼ばれておりますけど、こういったところに果たしてどういう関心があるかという調査です。13頁からは、2011年のスポーツ基本法の中で、これまで無かった障がい者というスポーツ振興が入りましたので、その時から前回から障がい者のスポーツに関するいろんなボランティア活動とか推進する施策とかこういったものも入れております。最後は、フェイスシート、個人的特性と後は、最後の自由記述です。自由記述は大切に、いろいろ書いてきますので、これは全部まとめてKJ法で分類して一つの円にしています。このような形で、今回もまた10月にさせてもらおうと思っております。忌憚のないご意見をいただければと思います。以上です。

岡田会長：ありがとうございます。今ご説明いただきましたけれど、何かご質問・修正等がありましたらお願いします。

事務局：事務局からよろしいでしょうか。事前に資料を送付させていただきましたので、事前に委員の方から質問中の表現ということで、ご意見をいただいております。2頁のQ6ですけど、「今日」という部分ですが、「こんにち」という表現がわかりにくいのではということでしたので、事務局で検討した結果「最近」という言葉にしてはどうかと考えておりますので、ご審議をお願いします。

岡田会長：現在、いろんな人が、「こんにち」と読まず、「きょう」と読まれたりすると、非常にややこしい話になりますので、事務局の方から修正案が出ましたけど、「最近」と変えさせていただいて、よろしいでしょうか。

<全員異議なし>

岡田会長：それでは、そのようにさせていただきます。他ご意見ありますでしょうか。

福岡教育長：子どもの体力ですが、芦屋市は体力を測定した時に県や全国の平均より低いのです。やはり子どもの体力は年々下がっているのでしょうか。

山口委員：子どもの体力低下これのエビデンスは、体力運動能力に関する世論調査、

いわゆる新体力テストと呼ばれるものですが、これがベースになっております。この体力テストが始まったのが昭和39年で1964年です。そこからずっと右上がりです。1980年ぐらいで止まります。それから横ばいになって、ピークは1985年です。後は直線的低下で、一気に落ちてきました。ただこの3年ほど下げ止まって、若干上がってきています。これが現状です。若干上がったといっても、今の子どもたちのお父さん・お母さんの時の記録を見ても、遥かに低い。これが全国で兵庫県や神戸市、芦屋市はそれより低い。高いのは伊丹市だけ。伊丹市はなぜ高いかというと、バッジテストが一つの原因になると思います。バッジテストというのは、成績によって金・銀・銅を渡すものです。あれがなくなって、モチベーションが落ちた。伊丹市は、小学校ですべてやっています、中学校も試験的に導入していて、やるようになっていきます。これをずっとやってきているのが一つの原因かなという風に思います。芦屋は震災以降特に下がってきていて、なかなかどんと上がれないというのが現状ではないかなと思います。

岡田会長：他に何かご意見ございますでしょうか。

金山委員：14頁のところで、性別のところ、「3その他」はLGBTに配慮して表現されていると思われるのですが、私は男女だけでいいと思うのです。カミングアウトになってしまうと思うので。どっちでもないという方はチェックしなければいけないわけであって。LGBTの方たちもそれぞれ自分の中で性は持っていますので、「3その他」はいらんんじゃないかなと私は送ってきていただいた時に思いましたので、ここで発言しておきたいと思えます。障害者手帳も発達障害の方が精神障害者保健福祉手帳を持っていられるので、できたら障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳と療育手帳と3つ手帳の制度があるので、スペースが空いていたら入れられたらいかがでしょうか。

山口委員：最近の調査で、そのような細かいところまで入れていますか。

金山委員：入れておいた方が。障害者手帳をお持ちですかというのは、こういう調査でなかなか聞く機会がなかったもので、一番最初にこの調査で拝見しましたので、どうかと。

山口委員：芦屋市の他の調査ではどうですか。

川原部長：まず性別についてですが、「3その他」を入れる傾向にあります。もちろん、お答えにならない方はならないですし、ご自身が思われている方でいいので、男性・女性に丸をつけていただいて、中には答えたくないとかその意思表示をしたいというのがあります。この項目がないと、入れてほしいという意見もございます。障害者手帳については、細かくまだなかなか聞

けていないことが多いのではないかと思います。その辺りはまだ詳しく見
れていないのですけど、身体・療育・精神の補助集計をとる必要があるの
であれば、必要と思うのですけれども。

山口委員：障害者の分類のところ、まだやっていないところが多いのでは。

金山委員：やっていないですね。性別のところ「3その他」を書いている傾向とい
うのは、いろんな所で見ってきたので、取ってらっしゃるところは調査され
ているのですけれども。ただ、こういう席で審議しておいた方がいいと思
います。

川原部長：それはやはり最終的にはこちらの審議会の中で、こういう意見があつて止
めたとか、逆に審議していただいて付けるようにしたということで、させ
ていただきたいと思います。

岡田会長：その他のところが太字になっているのですが。

山口委員：それは修正した方がいいですね。

岡田会長：審議会としては、どのように取り扱いさせていただきますか。

金山委員：芦屋市の方の調査の関係で、以前にこういったお声を聞いたというのが出
ましたので、それに則って、「3その他」という項目が必要でいいのではな
いでしょうか。

岡田会長：それでよろしいでしょうか。障害者手帳の方はどうされますか。

山口委員：障害者にいろんな調査をするのであれば必要かもしれませんが、今回はス
ポーツ意識調査ですよ。

金山委員：障害者手帳というと、身体障害者手帳だけでなく、全て含んだ表現とい
う認識なんですよ。それだと大丈夫だと思います。

川原部長：それであれば、何か注釈的なものをつけた方がよろしいでしょうか。

金山委員：障害福祉課との調整をしていただければと思います。

川原部長：はい、わかりました。

岡田会長：それでは、市の方から説明いただいたようにさせていただきたいと思いま
す。それ以外にございますでしょうか。

帰山委員：今の関連で、障害者手帳という言葉をここで使うのか、それとも個人の状
況を問い合わせる質問項目ですから、障害をお持ちですかとした方が、い
わゆる3障害に差別せずに直接聞けるのでは。特に集計表に問題がなけれ
ば、そういう問いかけの方がよいのではないのかなと。私どもの方にもよ
く、いろんな障がい者団体の方からご要望をいただく時に、よくあるのが
障がいの中身によって差別を受けているというようなご意見をよく伺いま
す。そういったこともありますので、広く市民の方に聞くのであれば、手
帳というような物ではなくて、障がいということを知れば、率直にお答え
いただけるのではないかと思います。どうでしょうか。

事務局：市としましては、その方がいいような気がします。

川原部長：手帳を受けている、認定されていることでは、特段こだわらないこととし、お答えしていただきやすいものであれば。

山口委員：どちらでも正解ということになります。ただ一つ、障がいをお持ちですかと言われたら私は丸をつけます。先週車でぶつけられてムチウチになっているのです。障害者手帳というと、事実としてあるのです。骨折しているとかいろいろなものがありますが、それも障がいになりますので。認定を受けているということは、ちゃんとしたバックボーンがあるということなので。

帰山委員：それでは、障がいの認定を受けておられますかという表現では。

西田委員：障害者手帳を持っているということで、芦屋市の場合特に全国的にそんなんですけど、障がい者スポーツへの取り組みがなかなかできていないので、そのアンケートとしては障害者手帳を持っている方がどれくらいアンケートに答えてくれるのかというのがあるんですけど、日本の障がい者スポーツ団体もバラバラにやっていたのが、やっとまとまってできたということですので、地域でも障がい者スポーツに取り組む一つのステップアップになるかなと。芦屋市でも何とか取り組みたいなと芦屋市体育協会でも思っているのですが、これは学校の中でもそうでしょうし、レクリエーションスポーツ協会の中でもそうだと思うんですけど、どういう方がおられるか、どういう風に思っておられるかと意識調査の中で、まず障害者手帳を持っておられる方にこういう意識調査が行って、書いていただけたらと。それから、またいろんなことが目指せるかなと思います。実際のところ、なかなか現状芦屋市の中で障がい者スポーツが取り組めていないので、なんとかできたらと思います。そういう意味では、手帳というのは山口先生がおっしゃられるように大事なかなと思います。

菅沼委員：質問を通して、障がいをお持ちですかだと、自分がどういう風に答えていいのかわからないという人も多いと思います。基準としては、障害者手帳を持っているか、持っていないかの方が、シンプルでわかりやすいと思います。障がいをお持ちですかになると、どの程度の障がいになるのか、自分も障がいになるのかなと、少しアバウトな感じがするんですけど。

岡田会長：今、障がいの認定というご意見もございましたが、認定を受けているということは、手帳が出ているということになるのでしょうか。

金山委員：そうですね。日本でいうところの障がい者というのは、法律の下で、障害者手帳を持っているということですので。

岡田会長：認定を受けているの方が、表現が柔らかそうといえば柔らかそうですね。

金山委員：さっきご意見を伺って、ああ随分柔らかい言い方だなとすごい勉強になり

ました。

岡田会長：それでは、認定という言葉を使わせてもらってよろしいでしょうか。

山口委員：これだけの方がすっきりしていると思うのですけどね。持っているか、持っていないのかの事実なので。逆に障がいを持っているのに、持っていないと思っている方もいらっしゃいますし、英語で障がいはハンディキャップと言っていました。今はハンディキャップと言わないのです。単に歩けないというだけで、障がいとっていない。そういう考え方に変わっていますので、障害者手帳を持っているということは、それが認定されているということです。事実としてはっきりした方が私はよいと思います。考えてしまうと、人によって答え方が違ってきますので、できるだけ質問がない方がよいので、持っているか、持っていないかの方が、一番すっきりしていると思います。

井原委員：目的がスポーツの意識調査ということで、障がい者スポーツが入ってくる以上は、障がい者の定義というのは、しっかりしとくべきなんじゃないかなという風に思います。そういう意味では、手帳の方が適切ではないかと思えます。

帰山委員：ただ、障害者手帳と言った時に、身体障害者手帳と誤解されるのかなど。他の障がいは関係ないのではないかと誤解が生じないのであれば、それは問題ないのではないかと思います。

川原部長：それでは、そこに例えば障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳も含まますといった注釈を入れる形ではいかがでしょうか。

帰山委員：すべての障がいの方が、誤解されないのであればそれでいいと思います。

岡田会長：それではそのようにさせていただきたいと思います。では、芦屋市民スポーツ意識調査はこれで実施させていただいてよろしいでしょうか。

<全員異議なし>

岡田会長：それでは、これで実施させていただきたいと思います。

帰山委員：一点だけよろしいでしょうか。3頁目に具体的な運動・スポーツ種目一覧を挙げておられまして、その中で登山とありますが、クライミングという岩登りや室内ではボルダリングのスポーツクライミングが、次回オリンピックから対象種目に入ってきますので、次の5年間という先のことを見通すということであれば、この項目も入れていただくとありがたい。芦屋市はご存じのとおり、藤木九三の日本の岩登りの発祥の地と呼ばれていまして、高座の滝にもレリーフがあるようなそういう土地柄でもありますので、芦屋市のアンケートであれば、その項目も加えていただければと思います。

山口委員：ご指摘のようにスポーツライミングは、次回の東京のオリパラ2020で出ますので、「登山・スポーツライミング」という形で入れさせていただきたい。

梶山委員：室内のボルタリングは。

山口委員：ボルダリングは、スポーツライミングの1競技なのです。リード、スピード、ボルダリングの3つあって、総称してスポーツライミングと言います。それをすべて書くと長くなりますので。

梶山委員：それで結構です。

岡田会長：それではそのご意見を加えまして、実施させていただきたいと思います。

岡田会長：それでは、その他というところで何かありましたらよろしくお願いします。

山口委員：インフォメーションですけど、先週の土曜日に神戸大学と文部科学省で、社会教育主事講習会を開催しておりまして、近畿地区から自治体の担当の方の中での生涯スポーツ担当14名を芦屋市に來させていただきまして、川西町の体育館の方で芦屋市のスポーツ施策、それに基づく事業を説明していただいた後、施設を見学させていただきました。権藤さんに説明していただいたのですが、受講生からは小さな体育館でこんないろんなことをやっているとか、5年に1回調査しているとか、いろんなことで非常に高い評価を受けていました。ありがとうございます。もう1点インフォメーションは、次の臨時国会に祝日法が改正されて、日本体育協会が関わるスポーツ大会の国民体育大会が、国民スポーツ大会に変わるということで、早速日本体育協会は先手を打って、来年の4月から名称を変えるということを発表しました。おそらくいろんな件で、影響が出るのではないかと思います。後は、スポーツ基本法の下に、2つ法律が準備されていて、一つはアンチドーピング、一つは地域スポーツ活性化法案というのが今準備されていてこれはもうちょっとかかるとは思いますが、ただ部活動をどうするかとなっていて、教員の労働時間が世界一長いということを受けて、地域へ移行するというのが議論されていて、それがもうちょっとかかりますけど、こんなことが今出てきているという状況です。

岡田会長：ありがとうございます。他にございませんか。

永松委員：意見ではないのですが、先ほどの3頁の運動・スポーツ種目一覧のところで、アメリカンフットボールがないので、芦屋市にはまだそれほど知名度がないのかなと。その他の欄はありますけど。どうしてそんなことを言うのかと申しますと、学習指導要領でも小学生版のタッチフットボールやフラグフットボールが入ってきており、また授業の中でもやっていますので、それを興味を持って進んでいくという目論見もあるのですが。

岡田会長：20歳以上となるとやっておられる方もいらっしゃると思いますし、それ

も加えるということで。

岡田会長：以上で、本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。特に問題なければ、事務局の方に進行をお返しします。

事務局：岡田会長、スムーズな進行ありがとうございました。それでは、最後に川原社会教育部長から最後のお礼のご挨拶を申し上げます。

川原部長：＜挨拶＞

事務局：これをもちまして、平成29年度第1回芦屋市スポーツ推進審議会を終了いたします。

閉会